

公益財団法人日立市民科学文化財団に係る令和 6 年度の経営状況に関する説明書提出について

公益財団法人日立市民科学文化財団に係る令和 6 年度の経営状況に関する説明書を地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき別冊のとおり提出するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日提出

日立市長 小 川 春 樹